特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針主な記載内容

特定産業分野 育成就労産業分野	受入れ見込数(人)			人材基準等										その他重要事項	
				1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号		特定技能2号		業務区分	雇用形態
	合計	特定技能	育成就労	技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準		
介護	160,700	126,900	33,800	育成就労評価試験(初級)	A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験(専門級)	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	特定技能1号評価試験等	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	なし		身体介護等【1業務区分】	直接
ビルクリーニング	39,500	32,200	7,300		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験又は技能検定(1級)	B1相当以上	建築物内部の清掃【1業務区分】	
リネンサプライ	7,700	4,300	3,400					育成就労評価試験(専門級)				なし		リネンサプライ【1業務区分】	
工業製品製造業	319,200	199,500	119,700	育成就労評価試験(初級)又は技能検定(基礎級)		2年		(専門級)育成就労評価試験(専門級)、技能検定(3級)又は特定技能1号評価試験				特定技能2号評価試験及びビジネスキャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)又は技能検定(1級)	B1相当以上	・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造・コンクリート製品製造・RPF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・紡織製品製造・縫製・電線・ケーブル製造・プレハブ住宅製品製造・家具製造・定形・不定形耐火物製造・生コンクリート製造・ゴム製品製造・かばん製造【17業務区分】	
建設	199,500	76,000	123,500					育成就労評価試験(専門級)又は技能検定(3級)		特定技能1号評価試験又は技能検定(3級)		特定技能2号評価試験又は技能検定(1級)		・土木・建築・ライフライン・設備【3業務区分】	
造船・舶用工業	36,900	23,400	13,500											・造船・舶用機械・舶用電気電子機器【3業務区分】	
自動車整備	19,300	9,400	9,900	育成就労評価試験(初級)				育成就労評価試験(専門級)		特定技能1号評価試験		特定技能2号評価試験		・自動車整備・車体整備【2業務区分】	
航空	4,900	4,900	なし	なし		なし		なし				特定技能2号評価試験又は航空従事者技能証明書		・空港グランドハンドリング・航空機整備【2業務区分】	
宿泊	20,000	14,800	5,200	育成就労評価試験(初級)	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当			特定技能2号評価試験		宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務【1業務区分】	
自動車運送業	22,100	22,100	なし	なし		なし		なし		特定技能1号評価試験及び第一種運転免許(トラック)・第二種運転免許(バス・タクシー)	A2.2相当以上※バス・タクシー運転者はA2.2相当以上(日本語サポーター同乗又は離島半島の場合)	なし		・トラック運転者・バス運転者・タクシー運転者【3業務区分】	
鉄道	4,000	2,900	1,100	育成就労評価試験(初級)	A1相当以上※運輸係員はA2.2相当以上	1年	A2.1相当以上※運輸係員はA2.2相当以上	特定技能1号評価試験又は育成就労評価試験(専門級)	A2.2相当※運輸係員はB1相当	特定技能1号評価試験又は技能検定(3級)	A2.2相当以上※運輸係員はB1相当以上	なし		・軌道整備・電気設備整備・車両整備・車両製造・運輸係員・駅・車両清掃【6業務区分】	
物流倉庫	18,300	11,400	6,900		A1相当以上		A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験	B1相当以上	物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業【1業務区分】	
農業	99,600	73,300	26,300					育成就労評価試験(専門級)						・耕種農業・畜産農業【2業務区分】	直接又は派遣
漁業	17,400	14,800	2,600					特定技能1号評価試験						・漁業・養殖業【2業務区分】	
飲食料品製造業	194,900	133,500	61,400	育成就労評価試験(初級)又は技能検定(基礎級)		2年		育成就労評価試験(専門級)、技能検定(3級)又は特定技能1号評価試験						・飲食料品製造業・水産加工業【2業務区分】	直接
外食業	55,300	50,000	5,300	育成就労評価試験(初級)				育成就労評価試験(専門級)又は特定技能1号評価試験						・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)【1業務区分】	
林業	1,400	900	500	技能検定(基礎級)育成就労評価試験		1年		技能検定(3級)		特定技能1号評価試験又は技能検定(3級)		なし		・育林、素材生産【1業務区分】	
木材産業	6,700	4,500	2,200	育成就労評価試験(初級)				特定技能1号評価試験		特定技能1号評価試験				・製材業、集成材製造業、合板製造業などに係る木材の加工等【1業務区分】	
資源循環	4,500	900	3,600	育成就労評価試験(初級)		2年								・家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理【1業務区分】	
合計	1,231,900	805,700	426,200												

※受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化がない限りそれぞれの分野ごとに在留する外国人の上限として運用するもの。
※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。
※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。
※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。
【日本語能力水準について】「A2.2」: 日本語教育の参照枠A2相当のレベル「A2.1」: 日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル